

令和5年11月30日

関係団体の長 殿

愛媛労働局雇用環境・均等室長

ハラスメント撲滅月間の実施に係る周知協力について（ご依頼）

平素より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施することとしており、当局におきましても、月間や関係法令の内容等について周知・広報を行っております。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付いたしますので、会員誌等への掲載など、広く周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

併せて、職場におけるハラスメント問題の予防・解決に向けた情報提供のためのポータルサイト「明るい職場応援団」につきましても、傘下会員の皆様にご活用いただけますようご案内申し上げます。

「明るい職場応援団」<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

※職場のハラスメント防止対策に役立つポータルサイト



（問い合わせ先）

愛媛労働局 雇用環境・均等室

電話：089（935）5222

担当：坂本